

放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、放課後児童クラブにおけるICT化を推進し、放課後児童支援員及び補助員（以下、「放課後児童支援員等」という。）が効率的かつ効果的に業務を遂行できる環境を整備することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るため、ICT機器の導入に対する環境改善整備推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象となる経費は、放課後児童支援員等の業務の円滑な遂行に資するパソコンやプリンタ、タブレット端末、アクセスポイント及びソフトウェア等ICT機器（以下、「ICT機器等」という。）を新たに導入するために要する購入費及びその消費税とする。リース料、保守料、設置料、工事費、通信費等、ICT機器等購入費及びその消費税以外の経費については対象外とする。

2 補助金の額は、前項に定める経費で、1支援の単位当たり300,000円を上限とする。なお、支援の単位とは大阪市留守家庭児童対策事業補助金交付要綱第4条第1項に規定する当該補助金の交付対象となっている事業単位とする。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、1支援の単位当たり300,000円と補助対象額の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、この額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(補助事業の要件等)

第4条 補助金は、第6条の交付決定後に、当該年度内に導入を完了し、かつ支払を完了

する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、現に大阪市留守家庭児童対策事業補助金交付要綱に基づき、当該補助金交付対象となっている事業とする。

3 補助金を受けようとする事業者は、次に掲げる要件を守らなくてはならない。

- (1) 申請する I C T 機器等は、「放課後児童クラブ運営指針」（雇児発 0331 号第 34 号）に示される、子どもが放課後児童クラブでの生活に見通しを持てるように、育成支援の目標や計画を作成する業務や、保護者との共通の理解を得るため、日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録する業務など、放課後児童支援員等に求められる業務の円滑な遂行に資すること。
- (2) 申請する I C T 機器等は、第 5 条第 2 項の交付申請書の事業実施計画書における「購入目的・機器利用方法」に照らし必要性が認められること。ただし、同一機器・同一ソフトウェアにつき 1 台、同一目的・同一利用方法で利用する機器・ソフトウェアについてもその台数は 1 台であること。
- (3) 前々号及び前号、第 1 条の「目的」、第 5 条第 2 項の交付申請書の事業実施計画書に照らし「購入目的・機器利用方法」申請する I C T 機器等の種類、機能等は過大なものではなく、適切なものであること。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする事業者は、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金交付申請書(様式 1 号)に規則第 4 条各号に掲げる事項を記載し、平成 29 年 2 月 10 日までに市長に提出しなければならない。

なお、期限を超えた申請は受け付けない。申請書等提出書類に誤り等があり補正する場合、平成 29 年 2 月 24 日までに補正され、適正な申請がなされない場合も申請は受け付けない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

- (1) 事業実施計画書（様式 1 号別紙 1）
- (2) 所要額調書（様式 1 号別紙 2）
- (3) 収支予算書（様式 1 号別紙 3）

- (4) 購入予定機器の見積書
- (5) 購入予定機器の見積の内訳明細書
- (6) 購入予定機器の仕様等が確認できる資料

(交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金交付決定通知書(様式2号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金不交付決定通知書(様式3号)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

ただし、申請を補正するために要する期間は含まない。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金交付申請取下書(様式第4号)により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

第8条 市長は、補助事業の完了後、第14条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)から請求を受けた

日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金変更承認申請書(様式 6 号)及び同別紙 1、2、3 を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、事前に放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金中止・廃止承認申請書(様式 第 7 号)を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更は次のとおりとし、各号いずれも充たすものとする。ただし、補助事業の目的及び要件等に変更の無い場合に限る。

(1) 補助金の予定金額が交付決定額より低くなる場合

(2) 補助金の交付額に影響のない、最低限必要となる備品等の購入等の内容の変更がある場合

(3) 第 2 条で定める経費のうち、補助の対象と定める経費内で流用する場合

3 市長は、第 1 項の申請があったとき、補助事業変更が適当と認める場合は、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金変更承認決定通知書(様式 8 号)により、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金中止・廃止承認決定通知書(様式 9 号)により、それぞれその旨を補助事業者に通知する。

4 市長は、補助事業変更が不適当と認めたときは、理由を付して、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金変更不承認通知書(様式 10 号)により事業者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第 10 条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第 11 号)

により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第2条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な遂行)

第11条 補助事業者は、補助金を他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくはその事業の内容及び補助金の使途について調査・質問し、必要な改善を指示させることができるとともに、必要な改善の指示に従わない場合には、補助金額を変更させることができ、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金決定変更指示書(様式12号)により、補助事業者に通知する。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、ICT機器等の導入後、補助事業者が事業者に費用を支払った日を含めて20日以内(3月12日以降に支払った時は3月末)までに、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金実績報告書(様式13号)に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

(1) 事業実施報告書(様式13号別紙1)

(2) 所要額精算書(様式13号別紙2)

(3) 収支決算書(様式13号別紙3)

(4) 対象となる経費の領収書又は事業者に対し対象となる経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類（以下、「領収書等」という）

(5) 納品書

(6) 購入された機器の仕様等が確認できる資料

3 前項に定める領収書等については、次の事項が記載されていること。

(1) 事業者の名称

(2) 支払者名

(3) 領収額

(4) 領収額の内訳

(5) 領収日

(6) 領収印

(補助金の額の確定等)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金額確定通知書(様式 14 号)により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合

(2) 補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合

(3) 補助金を他の用途へ使用した場合

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- 3 市長は、第 1 項に規定する取り消しを行ったときは、理由を付して放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金交付決定取消通知書(様式 15 号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じ、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金返還命令書(様式 16 号)により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の命令があったときは、当該補助事業者は返還を命じられた額を本市が定める期日までに大阪市あて納付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 1 項の命令を受けたときは、規則第 19 条の規定に基づき、加算金及び返還金を納付しなければならない。

(補助金の額の更生等)

第 17 条 第 13 条に定める実績報告に誤りがあり、補助金に剰余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第 14 条に定める額の確定後もその剰余金を返還させることができるものとし、補助事業者へ放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金額更生通知書兼返還命令書(様式 17 号)により通知し、補助事業者は、その剰余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。(ただし、第 15 条の取消事由にあたる場合を除く。)

- 2 前項の規定により返還を命ぜられた補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例(昭和 39 年大阪市条例第 12 号)の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない補助事業者が返還を求められた剰余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(維持管理)

第 18 条 ICT機器等の導入を完了した日から少なくとも 5 年間は、当該 ICT機器等を適切に維持管理しなければならない。

(交付の条件)

第 19 条 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下、「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 項の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を過ぎるまで、市長の承認を受けずに、この間補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を大阪市に納付させることができる。
- 3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後において善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 4 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告による補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。なお、市長は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を大阪市に納付させることがある。
- 5 その他交付条件について、厚生労働省が定める、平成 28 年度（平成 27 年度からの繰越分）児童健全育成対策費事業補助金交付要綱及び放課後児童クラブ環境改善整備推進事業実施要綱に定めるところによるものとする。

(関係書類の整備)

第 20 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 14 条の通知を受けた日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期

間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第21条 その他実施に際して必要な細目は、専管する担当課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年1月24日から施行する。